

岸和田市環境保全条例の改正について

令和元年 5 月

岸和田市

はじめに

岸和田市環境保全条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号）は昭和 51 年に公害に対する未然防止を図り、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的として制定されました。

平成 15 年に全部改正を行った岸和田市環境保全条例（平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号。以下、「市条例」という。）は、公害規制に応じた見直しを実施するとともに、新たに基本理念に「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること」が明記されました。

以来、神於山地区自然再生全体構想、岸和田市生物多様性地域戦略 2014 を策定するなど、生物多様性保全をはじめとする自然環境の保全に取り組んできております。

その後、法改正等に伴い、必要に応じて条例の一部改正を実施してきましたが、国際的な地球環境を取り巻く時代の潮流に対応する国等の施策が進められていること、協働によるまちづくりを推進することを規定した岸和田市自治基本条例の施行により市民との協働を進めていることに対応するため、市民との協働という観点も踏まえた、地球環境及び生物多様性の保全に関する規定を新たに設ける必要があります。

また、地方分権に伴う権限移譲の中で公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法）や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）と規制対象に重複が生じてきています。

よって、新たな環境保全のあり方を規定するとともに、公害規制の規定の整備を図るため、条例の改正を検討しております。

1 岸和田市環境保全条例の改正の背景

1-1 岸和田市環境保全条例の改正に当たっての基本的な視点

諮問事項である「岸和田市環境保全条例の改正」について、当部会では、諮問の主旨を踏まえ、以下の基本的な視点を重視して、調査・審議を進めた。

(1) 条例の意義と役割の継承

市条例の制定時、産業公害は社会問題であり、国において国民の健康を保護し、生活環境を保全する観点から、法規制の整備が進められた。一方、地方公共団体においても、公害防止に対する基本的な姿勢を示すものとして、地域の具体的な公害対策について法規制を拡充、拡大するため、規制対象を拡げ、公害の未然防止と対策の推進を図ってきた。

公害対策は国よりも地方公共団体が先行し、法規制が追って整備されてきた。当時、府条例の規制権限は大阪府知事にあり、市独自で対応出来るように、市条例が制定された。このようななかで設けられた市条例は、市の独自性を有した条例として重要な意義や役割を持ち、現在もその必要性は失われていない。

これらのことから、公害の防止のため独自の規制を行い、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的としている市条例の役割は継承すべきものである。

また、市条例における自然環境に関連する規定は、昭和 51 年に制定された当初から存在していたが、その内容は、緑化の促進や樹木の保存に留まるものであった。平成 15 年に全部改正を行った際には、地球環境や生物多様性保全の考え方についても言及され、その後自然環境に関連する国や大阪府の法、条例が制定されているが、今なお変化し続ける環境に対応し、岸和田市の自然環境の保全を行うため、引き続き市条例においてもそれらを規定する必要がある。

よって、自然環境保全のため独自の規制を行い、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的とした市条例の役割についても継承すべきものである。

(2) 公害関係法令等との整合

市条例は、公害関係法令及び府条例とは基本的に独立した制度として、工場・事業場の規制基準の適用などを規定している。公害関係法令等はこの間、順次、規制対象の拡大や基準の強化が図られてきた。一方、公害対策は国よりも地方が先行していたため、法律より先に府条例及び市条例が規制を強化し、その後法律が府条例等を取り込んでいる。このため、市条例で義務付けている手続きには、同一の行為に対して公害関係法令等が課している手続きと重複しているものがあるほか、規制基準や規制の対象等も重複しているものがある。

また、岸和田市では自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく事業所の規制を行ってきた。平成 14 年 4 月に特例市に移行した際に水質汚濁防止法及び府条例（水質）に基づく規制並びに、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法により規制地域の指定及び規制基準の設定の事務が政令委任

等されている。平成 23 年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法などの事務が順次、大阪府から事務移譲されている。

よって、今回の見直しにより、合理的な制度とすることを目的とし、市条例と公害関係法令との整合を図るべきものである。

(3) 自然環境関係法令等との整合

市条例は、国の自然環境関係法令及び府条例と対等な立場で自然環境の施策について規定している。ただし、市条例で義務付けている手続きには、国の自然環境関係法令及び府条例において、同一の行為に対して課している手続きと重複しているものがある。

したがって、今回の見直しにより、市条例と自然環境関係法令との整合を図り、必要かつ合理的な制度とすることを目的とする。

1－2 岸和田市環境保全条例の現状

市条例は次の構成になっており、第2章から第4章について改正を検討しております。

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 環境施策（第6条―第15条）

環境施策を推進するための必要な事項について規定している。

第3章 生活環境の保全と公害の防止

第1節 公害の防止（第16条―第29条）

第2節 指定事業所に関する規制（第30条―第41条）

旧条例の「人の健康又は快適な生活を著しく阻害する物質等を発生させ又は排出する工場及び事業場」として、設置の許可を必要とした「指定工場等」は、市条例で「公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を排出し、又は排出するおそれのある事業所」として、設置の届出を必要とする「指定事業所」となっている。

指定事業所に対して、水質、騒音及び振動についての規制基準が適用されている。

第3節 特定建設作業に関する規制（第42条―第45条）

特定建設作業とは、騒音及び振動を発生する作業として、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられている。

第4節 自動車公害の防止（第46条―第48条）

自動車所有者及び運輸事業者等に対し、騒音、振動の防止及び排出ガスの低減の努力義務があり、交通公害に関する適切な要請等が規定されている。

第5節 放送電波受信障害の防止（第49条―第55条）

放送電波受信障害の防止が義務付けられている。

第6節 その他生活環境の保全等（第56条―第63条）

廃棄物の減量及び適正処理が義務付けられており、屋外燃焼行為の禁止が規定されている。

また、あき地等の所有者に対し適正に管理する事等が義務付けられている。

第4章 自然環境の保全と回復

第1節 自然環境の保全と回復の推進（第64条―第67条）

自然環境の保全等を図る上で必要な事項を規定している。

第2節 自然環境保全区域（第68条―第76条）

自然環境保全区域の指定と同区域内での行為の届出等について規定している。

第3節 現状変更行為の届出（第77条・第78条）

市街化調整区域における現状変更行為の届出、緑化義務について規定している。

第4節 参画と協働による自然環境の保全等（第79条—第84条）

自然環境保全を行う者への支援や協定、顕彰について規定している。また、自然環境調査員の委嘱等について規定している。

第5章 補則（第85条—第87条）

第6章 罰則（第88条—第93条）

2 環境施策について

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・第2条（基本理念）第1号において「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。」と規定があるが、その理念に基づいた施策を推進する規定を追加することが適当であるか。
- ・平成26年8月「岸和田市生物多様性地域戦略2014」が策定され、市民・事業者・行政等の役割を明らかにし、地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することが位置づけられたため、それに対応する規定を追加することが適当であるか。
- ・第2条（基本理念）第2号において「地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。」と規定があるが、その理念に基づいた施策を推進する規定を追加することが適当であるか。
- ・第14条（国際機関等との協力）において「市は、国、大阪府、他の地方公共団体（以下「国等」という。）、国際機関、民間団体等と協力して地球環境の保全に資する施策又は環境の保全等に関する広域的な施策を推進するよう努めるものとする。」とあるが、「市民等と協働」した施策を推進する規定を追加することが適当であるか。

（1）検討結果

○循環型社会と低炭素、自然共生社会の推進について、市民との協働という観点も踏まえて新たな条文の要否について検討しました。

第13条（公共施設の整備）にて循環型社会を目指す規定があり、国も循環型社会と低炭素と自然共生社会を強調しているので、「市民と協働して低炭素社会を形成する」等の規定を追加することが適当であると考えております。また、生物多様性の保全は広く地域に関連付けるべきなので、「市民と協働して生物多様性の保全に努める」等の規定を追加することが適当であると考えております。

○前後の条文との整合を図りながら、必要に応じて文言の追加を行うことが適当であると考えております。

よって、見直しについて、次のとおりとします。

- ・循環型社会と低炭素、自然共生社会の推進について、市民との協働という観点も踏まえた、地球環境及び生物多様性の保全に関する施策について規定を整備します。

3 生活環境の保全と公害の防止について

3-1 指定事業所に関する規制について

次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行いました。

- ・指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり適切な規制基準が設けられているか。
- ・他法令で規制されている事業所について、二重に義務を課すなどして、過度な規制となっていないか。

(1) 事業所に対する公害規制の関係

工場・事業場において公害関係法令と市条例による公害規制の体系は表3-1のとおりです。

市条例独自で「指定事業所」(表3-2)を定め、本市の実情に応じた規制基準を適用することにより、公害関係法令等とともに総合的な公害対策を実施してきました。

表3-1 公害規制の体系

	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	悪臭
法律	<u>大気汚染防止法</u> ●施設の届出及び規制基準の遵守 ●事故時の措置(通報義務)	<u>水質汚濁防止法</u> ●施設の届出及び規制基準の遵守 ・有害物質：すべての特定事業場が対象 ・BOD等：日平均排水量30m ³ 以上の特定事業場が対象 ●有害物質の地下浸透禁止 ●事故時の措置(届出義務)	<u>騒音規制法</u> <u>振動規制法</u> ●施設の届出及び規制基準の遵守	<u>悪臭防止法</u> ●規制基準の遵守 ●事故時の措置(届出義務)
府条例	●施設の届出及び規制基準の遵守(規模及び規制対象物質の追加)	●施設の届出及び規制基準の遵守(規模及び規制対象物質の追加) ・有害物質：すべての届出事業場が対象 ・BOD等：日平均排水量30m ³ 以上の届出事業場が対象 ●有害物質の地下浸透禁止 ●事故時の措置(届出義務)	●施設の届出及び規制基準の遵守(規模及び対象施設の追加) ●事業活動に対する規制基準の遵守	
市条例	●指定事業所の届出	●指定事業所の届出及び規制基準の遵守 ・有害物質：すべての指定事業所が対象 ・BOD等：日平均排水量20m ³ 以上の指定事業所が対象	●指定事業所の届出及び規制基準の遵守	

(2) 規制基準の整理

指定事業所に適用される規制基準として、現行の条例は污水に係る規制基準（排出基準）、騒音に係る規制基準及び振動に係る規制基準が定められております。

これらについては、以下のとおりとすることが適当であると考えております。

①污水に係る規制基準（排出基準）

市条例では、排水基準については、生活環境項目に係る排水基準及び有害物質に係る排水基準の二つの基準が設けられています。

污水に係る規制基準（排出基準）については、過去環境審議会で議論されており、「岸和田市環境保全条例で定める指定事業所に対しては、特定事業場と同じ排出基準値を適用する。」との答申を示されております。

指定事業所に対し、水質汚濁防止法に規定する特定事業場と同じ排出基準値を適用するという基本的な考え方に変更はありません。

市条例の污水に係る規制基準（排出基準）のうち亜鉛含有量の排水基準は「排水基準を定める省令等の一部改正（平成 18 年環境省令第 33 号）」により、特定事業場に係る基準が、5 mg/L から 2 mg/L に強化されていることから、市条例においても亜鉛含有量の排水基準を 5 mg/L から 2 mg/L に強化すべきと考えております。

排水基準を適用する事業所についても、生活環境項目に係る排水基準は特定事業場等と同じ日平均排水量 30m³ 以上の事業所とし、有害物質に係る排水基準は全ての事業所とすべきと考えております。

②騒音に係る規制基準及び振動に係る規制基準

市条例では、騒音に係る規制基準として、市域を 4 つの地域に区分し、「朝」「昼間」「夕」「夜間」の時間帯ごとに規制基準を設けています。

一方、騒音規制法では、特定事業場に対し、府条例では、特定事業場を除いた全ての事業場に対し、市条例と同等の規制基準を設けています。

また、市条例では、振動に係る規制基準として、市域を 3 つの地域に区分し、「昼間」「夜間」の時間帯ごとに規制基準を設けています。

一方、振動規制法では、特定事業場に対し、府条例では、特定事業場を除いた全ての事業場に対し、市条例と同等の規制基準を設けています。

よって、騒音及び振動に係る規制については、騒音規制法、振動規制法及び府条例により、市条例と同等の規制が設けられていることから、市条例で規制基準を設定する必要は無いと考えております。

③大気基準（一般粉じん）

市条例には、一般粉じんの飛散防止を目的とした規制基準が設定されております。

大気汚染防止法及び府条例では、粉粒塊堆積場等の一般粉じんの飛散のおそ

れのある施設等に対し、「散水設備によって散水が行われていること、防じんカバーで覆われていること、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること、その他同等以上の効果を有する措置が講じられていること」といった、設備基準が設けられています。

よって、市条例においても、大気汚染防止法及び府条例と同等の設備基準を設けることが適当であると考えております。

(3) 指定事業所の整理

①指定事業所の現状

現在、公害関係法令等による届出がなされている事業所は1,005件あり、うち指定事業所は62事業所です。内訳は鉄工所15件、自動車整備工場22件、刺繍業4件、その他21件です。

現在の指定事業所の内訳は表3-2のとおりです。

表3-2 指定事業所

項番号 (号番号)	指定事業所の種類	事業所数
1	物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上、1日の通常排水量が20立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量(重油換算量)0.2キロリットル以上の事業所	26
2(1)	たん白質の加水分解	0
2(2)	飼料の製造	0
2(3)	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋	5
2(4)	羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき	1
2(5)	なめし皮の製造	0
2(6)	合成樹脂の製造又は加熱加工	0
2(7)	塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造	0
2(8)	インク又は絵具の製造	0
2(9)	油脂の加工又は石けんの製造	0
2(10)	肥料の製造	0
2(11)	化学薬品(医療品及び農薬を含む。)の製造	0
2(12)	カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒(ひ)素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工	0
2(13)	アスファルト、コールタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	0
2(14)	懐炉灰又は練炭の製造	0
2(15)	有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	0

2(16)	岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	0
2(17)	ガラスの腐しよく又は研磨	0
2(18)	セメントを用いる製品の製造	0
2(19)	非鉄金属の溶融（容器又は炉を用いるものに限る。）	0
2(20)	電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断	0
2(21)	金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理	0
2(22)	金属箔又は金属粉の製造	0
2(23)	電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋳打	0
2(24)	油かんその他の空かんの再生	0
2(25)	金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しよく若しくは被膜加工	0
2(26)	紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工	1
2(27)	動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨	0
2(28)	塗料の吹付け又は強制乾燥	0
2(29)	木材、紙又は繊維の防虫防腐加工	0
2(30)	産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工	0
2(31)	へい獣処理場	0
2(32)	と畜場	0
2(33)	セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	0
2(34)	採石場（土砂を含む。）又は碎石場	1
2(35)	ガソリンスタンド	1
2(36)	自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）	0
2(37)	車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの	22
2(38)	内燃機関の試験又は調整を行うもの	0
2(39)	青写真の焼付所	0
2(40)	電動工具を使用する大工作業場	0
2(41)	鉄砲を使用する射撃場	0
2(42)	石材の引割又は研磨を行うもの	0
2(43)	暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	4
2(44)	粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）	1

②他法令による二重規制

市条例制定後、公害関係法令や府条例は、順次、規制対象の拡大や基準の強

化が図られてきました。このため、市条例で義務付けている手続きには、同一の行為に対して公害関係法令等が課している手続きと重複しているものがあります。

例えば、指定事業所の第2号(1)のたん白質の加水分解は水質汚濁防止法施行令別表第一第5号のみそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設に該当するため、市条例であらためて指定事業所に指定する必要性はありません。

市条例で規定する指定事業所について、規制基準の整理を踏まえて、二重規制の状況を検討したものを表3-3に示します。

表3-3

項番号 (号番号)	指定事業所の種類	他法令での規制状況と改正等の理由
1	物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上、1日の通常排水量が20立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2キロリットル以上の事業所	原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上の施設については騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。 1日の通常排水量については水質汚濁防止法に準じ、1日の通常排水量が30立方メートル以上の事業所に対し排水基準を適用しているので変更します。
2(1)	たん白質の加水分解	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(2)	飼料の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(3)	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(4)	羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(5)	なめし皮の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(6)	合成樹脂の製造又は加熱加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(7)	塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(8)	インク又は絵具の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(9)	油脂の加工又は石けんの製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。

2(10)	肥料の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(11)	化学薬品（医療品及び農薬を含む。）の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(12)	カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒（ひ）素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(13)	アスファルト、コールドタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(14)	懐炉灰又は練炭の製造	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(15)	有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(16)	岩綿、鉋さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	府条例に同等の規定があるので削除します。
2(17)	ガラスの腐しよく又は研磨	水質汚濁防止法及び府条例に同等の規定があるので削除します。
2(18)	セメントを用いる製品の製造	水質汚濁防止法及び府条例に同等の規定があるので削除します。
2(19)	非鉄金属の溶融（容器又は炉を用いるものに限る。）	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(20)	電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(21)	金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理	大気汚染防止法、騒音規制法及び振動規制法に同等の規定があるので削除します。
2(22)	金属箔又は金属粉の製造	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(23)	電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋸打	府条例に同等の規定があるので削除します。
2(24)	油かんその他の空かんの再生	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。

2(25)	金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しよく若しくは被膜加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(26)	紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工	府条例に同等の規定があるので削除します。
2(27)	動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨	府条例に同等の規定があるので削除します。
2(28)	塗料の吹付け又は強制乾燥	府条例に同等の規定があるので削除します。
2(29)	木材、紙又は繊維の防虫防腐加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(30)	産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工	府条例に同等の規定がある。廃棄物の清掃及び処理に関する法律により規制されているので削除します。。
2(31)	へい獣処理場	化成場等に関する法律により規制されているので削除します。
2(32)	と畜場	化成場等に関する法律により規制されているので削除します。
2(33)	セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	府条例に同等の規定があるので削除します。
2(34)	採石場（土砂を含む。）又は碎石場	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(35)	ガソリンスタンド	
2(36)	自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(37)	車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの	
2(38)	内燃機関の試験又は調整を行うもの	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(39)	青写真の焼付所	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除します。
2(40)	電動工具を使用する大作業場	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除します。
2(41)	鉄砲を使用する射撃場	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので

		削除します。
2(42)	石材の引割又は研磨を行うもの	府条例に同等の規定があるので削除します。
2(43)	暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり 30 リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が 0.2 キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	指定事業所 1 の中に含まれているので 1 に統合します。
2(44)	粉粒塊たい積場（300 平方メートル以上のものに限る。）	500 平方メートル以上のものは府条例に同等の規定があるため、300 平方メートル以上 500 平方メートル未満のものに改めます。

なお、岸和田市では自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく事業所の規制を行ってきた。平成 14 年 4 月に特例市に移行した際に水質汚濁防止法及び府条例（水質）に基づく規制並びに、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法により規制地域の指定及び規制基準の設定の事務が政令委任等されています。

それらに加えて、平成 23 年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法などの事務が順次、大阪府から事務移譲されており、事業所からの公害関係法令等に基づく届出に関しては直接岸和田市に対してなされているため、岸和田市が事業内容等の把握をすることができております。

このことから、指定事業所から他法令と重複している事業所を除いたとしても、岸和田市が生活環境の保全に必要な情報を収集し、十分な指導事務等を実施することができ、事業者の事務の軽減も同時に図られると考えます。

（４）指定事業所に関する規制の見直しの方向

指定事業所及び指定事業所に対する規制については、公害関係法令等の整備とそれらに基づく規制権限の移譲や公害苦情の状況などを踏まえ、次のとおり規制の見直しを行い、公害の未然防止と生活環境の保全の視点から既存の公害関係法令等との関係を整理し、整合を図ります。

- ・汚水に係る規制基準（排出基準）のうち亜鉛含有量の排水基準を 5 mg/L から 2 mg/L に強化します。
- ・指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり法及び府条例と同等の規

制基準を設定します。

- ・ 指定事業所の対象については、他の公害関連法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことの無いようにします。
- ・ 指定事業所に関する規制の内容については必要に応じ見直しを行い、公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置をとります。

3-2 特定建設作業に関する規制

次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行いました。

- ・火薬を使用する作業については、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制により生活環境の保全が図られているため、特定建設作業から除く事が適当であるか。
- ・特定建設作業については、同一工事内において法又は府条例対象の特定建設作業が行われることが多く、法又は府条例による特定建設作業が実施されている工事内で行われる特定建設作業については過度な義務となっていないか。

(1) 概要

特定建設作業とは、くい打ち機、バックホウ、ブルドーザなどを使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例（騒音、振動）において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられております。

(2) 規制対象の整理

騒音規制法、振動規制法及び府条例が規定している作業に加えて、市条例では7つの作業を定めています。表4-1に過去3年の届出件数をまとめました。

表4-1 特定建設作業種類別届出数

特定建設作業の種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		総数 (市条例単 独)	総数 (市条例単 独)	総数 (市条例単 独)
1	アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業	1 (0)	4 (0)	2 (0)
2	インパクトレンチを使用する作業	11 (7)	11 (1)	14 (11)
3	火薬を使用する破壊作業	2 (2)	2 (2)	2 (2)
4	動力源として発電機（10 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業	10 (1)	14 (0)	15 (5)
5	コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	16 (1)	17 (0)	8 (1)
6	バイブレーションローラ及びランマを使用する作業	24 (0)	34 (0)	23 (0)
7	電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業	12 (1)	8 (0)	12 (6)
() 内の件数は同一工事現場内に法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されず、市条例				

に基づく特定建設作業のみ実施された件数（内数）を示している。

例えば、平成 27 年度のインパクトレンチを使用する作業は 11 件の届出があり、同一工事現場内で法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されず、市条例に基づく特定建設作業のみ実施された件数が 7 件、残りの 4 件は同一工事現場内で法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されていたことを示しており、バイブレーションローラ及びランマを使用する作業は 24 件全て同一工事現場内で法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されていたことを示している。

①火薬を使用する破壊作業について

「火薬を使用する破壊作業」は、届出件数は年 2 件、同一の採石場の事業地内で行われているものです。近隣に民家等がなく生活環境に影響を阻害するおそれはありません。

「火薬を使用する破壊作業」については、火薬類取締法でも規制されており、保安区域を 100m 設ける必要があり、その区域内に保全する施設があれば意見聴取を行うなどの手続きが必要であり、市条例より厳しい規制があります。

②同一工事内の特定建設作業について

市条例の特定建設作業の多くは、同一工事内において、法、府条例に基づく特定建設作業が実施されています。

法、府条例に基づく特定建設作業の届出は、直接、岸和田市に届けられ、法、府条例に基づく特定建設作業に付帯して実施される作業についても、岸和田市が指導していることから、十分な指導が行われ、生活環境の保全が図られていると考えます。

しかしながら、一部の工事内においては、市条例に基づく特定建設作業のみが実施されており、また、市条例に特定建設作業の規定があることで公害の発生を抑止している側面もあるため、市条例でも特定建設作業を継続して規制する必要があると考えます。

なお、技術革新により低騒音化、低振動化が図られ、騒音及び振動の発生蛾生活環境を阻害しない程度に抑えられる作業については適宜見直してまいります。

（３）特定建設作業に関する規制の見直し

特定建設作業に関する規制については、公害関係法令等の公害の未然防止と生活環境の保全の視点から既存の公害関係法令等との関係を整理し、整合を図ります。

- ・火薬を使用する破壊作業は、火薬類取締法でより厳しい規制があり公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置がとれるため、市条例から外します。
- ・その外の特定建設作業については、公害の未然防止の点からも引き続き規制します。なお、技術革新により低騒音化、低振動化が図られるものについては、その情報等を収集し適宜適切な措置を事業者に対して求めていきます。

3-3 自動車公害の防止

次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行いました。

- ・自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務は、府条例に同様の規定があり、自動車の駐車時における原動機の停止は、事業者への勧告等の規定があり、それぞれ削除することが適当であるか。
- ・交通公害に関する適切な措置の要請は、騒音規制法、振動規制法及び府条例に同等の規定があり、削除することが適当であるか。

(1) 検討結果

市条例では、第46条（自動車の所有者の努力義務）第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）及び第48条（運輸事業者等の努力義務）により自動車公害の防止を目的とした規定があります。

騒音規制法、振動規制法及び府条例等に同様の規定があり、市条例から削除することを検討しました。

第46条（自動車の所有者の努力義務）及び第48条（運輸事業者等の努力義務）はどちらも努力義務であるが、公害関係法令等においても同様の規定があることから、削除することとする。ただし、岸和田市の施策として、自動車公害に対する取組みを示すため、趣旨を含め検討するよう求めておく。第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）は、公害関係法令等に詳細な規定があり、それらにより十分な指導事務等を実施することができております。

よって、次のとおり、見直しを行うこととしました。

- ・自動車公害の防止については、他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことの無いようにします。
- ・自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務は、岸和田市としても、どのように生活環境の保全を図っていくかという姿勢を示す必要があることから、条例等のなかで改めて検討してまいります。

3－4．放送電波受信障害の防止

次の点について見直しの検討を行いました。

・放送電波受信障害の防止として、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の確認の申請等の際にテレビ電波受信障害調査報告書等の提出を求めているため、建築規制部局が所管する条例で定めることが適当であるか。

(1) 検討結果

放送電波受信障害の防止の規定の建築規制部局が所管する条例への移行については、実際の事務を所管する部局と条例を所管する部局が異なるため、事務遂行上必要な条例の見直し等が適切に図られにくいという課題があります。

また、市条例では建築物にかかる電波障害についての規定のみであるため、建築物以外の原因で起こる電波障害についても生活環境への影響について情報収集等すべきであると考えます。

よって、次のとおり、見直しを行います。

・建築物にかかる電波障害についての事務は、建築物に関する規制部局が所管していることから、当該部局と十分に協議し、制度の運用に応じ必要な見直しを実施します。

・建築物以外の原因で起こる電波障害については、生活環境への影響について情報収集等を実施します。

3－5 その他生活環境の保全等

次の点について見直しの検討を行いました。

・資源の循環利用及び廃棄物の減量、廃棄物の適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止については、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に同等の規定があり、市条例で取り扱うことが適当であるか。

(1) 検討結果

市条例では、第 56 条（資源の循環利用及び廃棄物の減量）、第 57 条（適正処理の義務）及び第 58 条（屋外燃焼行為の禁止）により廃棄物の適正処理等を目的とした規定があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例及び岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成 5 年 3 月 24 日条例第 8 号)に同様の規定があり、市条例から削除することを検討しました。

次のとおり、見直しを行うこととしました。

・廃棄物の適正処理等への取組みについては、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例により推進してまいります。

4 自然環境の保全と回復について

4-1 自然環境保全区域について

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・第 68 条の保全区域の指定について、既に他法令により保全区域等が指定され、行為等が規制されている中、当該指定についての規定は、過度の規制となっていないか。

(1) 検討結果

- 本条文に規定される自然環境保全区域について、条例制定以降、適用された例がなく、岸和田市のまとまった自然地は、既に自然公園法や自然再生推進法、森林法等の区域指定を受けているため、過度の規制にならないか検討しました。自然再生推進法の対象区域は規制するものではないので、同列に扱うべきではなく、他法令に基づき区域を指定しているからといって、同じ目的が達成されるものではないと考えます。
また、生物多様性の保全の観点から岸和田市の文化も守ることができるという意味でも重要であるといえます。

よって、次のとおりとします。

- ・市の環境施策として必要なものであるため、引き続き市条例で運用してまいります。

4－2．第3節 現状変更行為の届出

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・第77条の現状変更行為の届出について、国等が行う行為に対して、当該届出を求めることは、適当であるか。
- ・既に他法令により基準が設けられているものについて、二重に義務を課すなどして、過度な規制となっていないか。

(1) 検討結果

- 国等が行う行為について、届出を不要とする規定の要否を検討しました。
一定の基準で緑化を行うと考えられる国等が行う行為であっても、市長が意見を述べる機会が必要であり、その機会を失わないようにするべきだが、他法令で意見を述べる機会が設けられているものについては、適用除外とすることが適当であると考えます。
- 他法令により基準が設けられている現状変更行為について、届出を不要とする規定の要否を検討しました。
他法令で市条例と同等以上の基準で緑化を行うものについては、重複している規制を避けるため、適用除外とすることが適当であると考えます。

よって、次のとおり、見直しを行います。

- ・国等が行う行為について、意見を述べる機会があることを前提として、適切な規定を設けます。
- ・他法令により緑化が担保されているものについては、規制内容が重複しないよう精査し、二重に義務を課すことのないようにします。

4-3. 第4節 参画と協働による自然環境の保全等

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・みどりの市民団体の認定やそれに対する支援等について、自然再生推進法において同様の規定があり、今後、別の区域においても、他法令により目的の達成が担保できることから、当該規定を引き続き運用することは適当であるか。
- ・自然環境の保全等に関する協定や自然環境調査員、表彰の規定について、府の制度により、目的の達成が担保できることから、当該規定を引き続き運用することは適当であるか。

(1) 検討結果

○第 79 条（自然環境保全プランの提案等）について、市条例に基づく自然環境保全プランと、自然再生推進法に基づく全体構想等の趣旨は同じであると考え、今後、仮に市内の別の区域で自然環境の保全等の事業が必要となれば、他法令に基づき、自然環境の保全等の目的が達成される計画等が策定されるとの考えから、当該規定の要否について検討しました。

しかし、自然再生推進法等より市条例の方が柔軟に発案できるシステムを含んだ規定と思われ、行政と市民団体がフラットに話し合える根拠にもなり得ると考えます。

○第 80 条（みどりの市民団体に対する支援等）について、みどりの市民団体が行う、前条記載の保全プランの実施に関する市の支援等について定めたものであり、他法令により対応できるとの考えから当該規定の要否について検討しました。

しかし、高齢化等の理由により後継者がいなくなり存続できない団体を当該規定により育成、支援できると考えます。

○第 81 条（協定の締結）について、自然環境保全区域に指定された土地をその土地所有者と保全について協定を締結することができることを定めており、大阪府自然環境保全条例の規定による協定においても、市条例に基づく自然環境の保全等の目的は達成されるとの考えから、当該規定の要否について検討しました。

市有地だけでなく個人の土地にも適用でき、行為を抑制し貴重な動植物を守るために協定の締結が必要になることもあったと考えられます。

○第 82 条（自然環境調査員）について、市条例の自然環境調査員の職務と大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員の業務は、同等または大阪府制度が詳細な業務を行っているとの考えから、当該規定の要否について検討しました。

この大阪府制度に加え、市条例の規定による調査員も委嘱すれば、もっと細かな、具体的な調査が可能になると考えます。

○第 83 条（表彰）について、自然環境の保全等に多大な貢献をしたと認められる個人、団体、企業等を表彰する規定であり、大阪府自然環境保全条例の「顕彰」の規定により目的が達成されとの考えから、当該規定の要否について検討しました。

しかし、個人、団体、企業等を労う姿勢は重要であり、重複していても問題はないと考えます。

○第 84 条（土地の買取り等）について、当該規定の要否について検討しました。
個人の土地に対する規制やアクションを想定した場合、自然環境を適切に保全するために、市が買取ることやその他の措置としての地上権設定にも対応できると考えます。

よって、次のとおりとします。

- ・岸和田市の「参画と協働による自然環境の保全等」を行う上で必要であるため、引き続き市条例で運用してまいります。